

目論見書補完書面（投資信託）

むさし証券株式会社

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面、手数料に関する書面および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいている場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当社とお客様との利益が相反するおそれ

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

- 当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

当社の概要

商 号 等 むさし証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第105号

本店所在地 〒330-8634 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
www.finmac.or.jp

資 本 金 5,000百万円（平成22年5月6日現在）

主 な 事 業 金融商品取引業、生命保険募集業

設 立 年 月 昭和22年8月

連 絡 先 048-643-8360 又はお取引のある支店にご連絡ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒330-8634 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13

電話番号：048-643-8360

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005 (FINMACは公的第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

重要

投資信託にかかる主な費用について

投資信託について購入から換金にかかる費用は主に以下のものがあります。

購入時

購入手数料

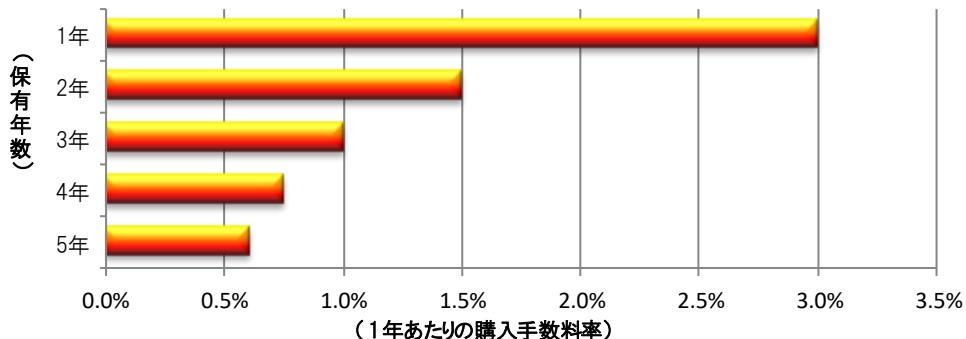
販売にかかる費用で販売手数料あるいは申込手数料と呼ばれます。

投資信託の販売手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はだいに減っていきます。

【1年あたりのご負担率(税別)】※図の手数料率や保有期間は例示です。

手数料率	保有年数					
	1年	2年	3年	4年	5年	...
1.5%	1.50%	0.75%	0.50%	0.38%	0.30%	...
2.0%	2.00%	1.00%	0.67%	0.50%	0.40%	...
2.5%	2.50%	1.25%	0.83%	0.63%	0.50%	...
3.0%	3.00%	1.50%	1.00%	0.75%	0.60%	...
3.5%	3.50%	1.75%	1.17%	0.88%	0.70%	...

【例】販売手数料率が3.0%の場合



保有期間中

運用管理費用(信託報酬)

ファンドの運用・管理の報酬として信託財産から差し引かれる費用です。

信託報酬は投資信託の運営に関わる運用会社・販売会社・信託銀行等に配分されます。

【分配金に関する留意点】

分配金は投資信託が株式や債券に対して投資、運用して得た収益を投資家の保有口数に応じて分配するもので、分配金が支払われるとその投資信託の「純資産総額」および「基準価額」は下落します。

また、投資信託の収益分配金には、「普通分配金」と「元本払戻金(特別分配金)」があり、決算日の基準価額が投資家それぞれの個別元本を上回るか下回るかによって「普通分配金」と「元本払戻金(特別分配金)」に分けられます。個別元本とは、追加型株式投資信託において、投資家が保有するファンドごとの課税上の購入価額(手数料等は含まれません)をいいます。元本払戻金(特別分配金)は、「投資した元本の一部払戻し」に当たるため、非課税となります。また、元本払戻金(特別分配金)の額だけ個別元本は減少します。

分配金の仕組み



換金時

信託財産留保額

途中換金による有価証券の売却などのコストを換金(売却)する際に負担する費用です。

途中換金する投資家とファンドを保有し続ける投資家との公平性を保つために設けられたものです。

※投資信託毎に購入手数料は異なります。また、販売時には手数料がかからず解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく投資信託もございます。投資信託をご購入いただいた場合には、販売手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。個別の投資信託のご購入に際しては、目論見書又は目論見書補完書面をよくお読みいただくとともに、当社営業員より販売手数料の料率及び購入代金に応じた販売手数料、投資信託の保有期間に応じた負担率、購入後に係る費用等についての説明をお聞きください。